

金沢市U J I ターン看護師就業支援助成金交付要綱

(令和2年3月31日決裁)

改正 令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の看護師人材の確保並びに移住及び定住の促進を図るため、医療機関等を運営する開設者等に対し、石川県外に在住する者を雇用するための転居等に対する就業支援助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関開設者 次に掲げる者をいう。

ア 医療法（昭和23年法律第205号。以下この号において「法」という。）第1条の5に規定する病院の開設者（石川県知事及び金沢市長を除く。）

イ 法第1条の5第2項に規定する診療所の開設者

ウ 法第2条に規定する助産院の開設者

(2) 介護サービス事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令の規定により、置くべき看護師の員数が定められている事業のうち、市長が別に定める事業を行う者をいう。

(3) 医療機関等 前2号に規定する者が運営する市内の施設をいう。

(就業支援助成金の交付)

第3条 就業支援助成金は、医療機関開設者及び介護サービス事業者等（以下「開設者等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者として雇用した者（以下「就業者」という。）に対し第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）以前に次条に規定する就業支援金を交付した開設者等に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 開設者等から採用決定を受けた際に、石川県外に居住していたこと。

イ 開設者等から採用決定を受けた後、雇用開始日までに本市に転入（住民基本台帳

法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）をし、本市の区域内に住所を有すること。

ウ 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ その他市長が不相当と認める者でないこと。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する就業をする者

ア 看護師の免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に規定する免許をいう。）を有し、医療機関等において、看護師の業務に従事していること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている医療機関等への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて医療機関等に就業していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 申請日から5年以上、本市の区域内に継続して居住する意思を有すること。

（就業支援助成金の額）

第4条 就業支援助成金の額は、開設者等が就業者に支給した就業支援金の実支払額とし、1人当たり200,000円を上限とする。

（就業支援助成金の交付申請）

第5条 就業支援助成金の交付を受けようとする者は、就業者の就業後1年以内に、就業支援助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、第3条及び第9条の要件を満たすことを証するものとして、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 就業者の要件該当調査に係る申告書兼同意書（様式第2号）

(2) 就業者が開設者等から就業支援金を領収したことを証する書類の写し

(3) 就業者の看護師の免許の写し

(4) 雇用通知書等の写し

(5) 滞納調査同意書（様式第3号）

（就業支援助成金の交付の決定等）

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、就業支援助成金の交付の可否を決定し、その旨を就業支援助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（就業支援助成金の支払）

第7条 就業支援助成金の支払は、就業支援助成金を交付する旨の決定を受けた者の請求により、原則として申請日から3か月以内に行うものとする。

（就業支援助成金の返還）

第8条 市長は、就業支援助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかの場合に該当することとなったときは、当該交付を受けた就業支援助成金の返還を命じるものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 就業支援助成金の申請に当たって、虚偽の申請をしたことが判明した場合

(2) 就業者が申請日から2年以内に医療機関等を退職した場合

（適用除外）

第9条 市長は、市税を滞納している開設者等には、助成金を交付しない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月22日決裁）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月22日から施行する。

2 この要綱は、令和5年4月1日以後に新規に雇用された看護師に係る助成金について適用し、同日前に雇用された看護師に係る助成金については、なお従前の例による。

年 月 日

（宛先） 金沢市長

所 在 地

経 営 主 体 名

代表者（職）氏名

金沢市UJIターン看護師就業支援助成金交付申請書

金沢市UJIターン看護師就労支援助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

対象看護師氏名	
住民登録地	金沢市
生年月日	年 月 日
勤務施設名	
助成金額	円
採用決定年月日	年 月 日
雇用開始年月日	年 月 日

（添付書類）

- 1 就業者の要件等該当調査に係る申告書兼同意書
- 2 就業者が受領した領収書の写し
- 3 看護師等の免許の写し
- 4 雇用通知書等の写し

就業者の要件該当調査に係る申告書兼同意書

私が就業する事業所が就業支援助成金の交付申請を行うに当たり、次のとおり申告し、及び同意します。

1 申告事項

- (1) 私及び世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- (2) 私が就業する事業所は、私の 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている事業所ではありません。
- (3) 私は、新規に現在の事業所に就業しました。
- (4) 私は、現在、5 年以上継続して金沢市に居住する意思があります。

2 同意事項

就業支援助成金の支給要件、返還要件等に該当するかどうかを確認するために、金沢市が、住民基本台帳の登録状況等の調査を実施することに同意します。

年 月 日

（宛先）金沢市長

（就業者） 住所

氏名

（署名または記名押印）

年 月 日

市税調査についての同意書

(宛先) 金沢市長

金沢市UJIターン看護師就労支援助成金交付申請を行うため、下記項目について調査を受けることについて同意します。

所 在 地

経 営 主 体 名

代表者(職)氏名

(署名または記名押印)

記

調査項目

市税(市民税等)の滞納の有無

第 号

年 月 日

所 在 地

経 営 主 体 名

代表者（職）氏名 様

金沢市長

金沢市U J I ターン看護師就業支援助成金交付決定通知書

金沢市U J I ターン看護師就業支援助成金交付要綱の規定に基づき、下記条件を付して次のとおり就業支援助成金を交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件 次の場合に該当するときは、支援金の返還を請求します。

(1) 申請にあたって虚偽の申請をしたことが判明した場合

(2) 対象看護師が申請日から2年以内に退職した場合